

荒尾漁業協同組合
有共第21号第1種共同漁業權行使規則
(案)

荒尾漁業協同組合

荒尾漁業協同組合 有共第21号第1種共同漁業権行使規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、この組合のほか15組合と共有する有共第21号共同漁業権（以下「有共第21号」という。）について、各共有者間において締結した当該共同漁業権行使契約書に基づき、その管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（漁業を営む権利を有する者の資格）

第2条 有共第21号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その漁業を営む権利を有する（以下「有資格者」という。）資格はそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業の名称		資 格
第1種 共同漁業	たいらぎ 漁業	個人である組合員であること。
	さるぼう（もがい） 漁業	
	た こ 漁業	
	あかがい 漁業	
	つめたかい 漁業	
	うみたけ 漁業	
	に し 漁業	

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 組合長は、漁業に関する法令、この規則又は規約に違反し、当該漁業を営む権利を有する資格を失った者について、資格喪失後1年を経たのち、理事会の承認を得たうえで、有共第21号共同漁業権管理協議会（以下「協議会」という。）の承認を得て、その者の資格を復活することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、有資格者の資格を有しないものとする。

（経営の委任等の禁止）

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかわる漁業を営む権利の譲渡、若しくは貸付又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

- 第4条 別表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。
ただし、組合長は理事会の承認を得て、水産動植物の繁殖保護、漁場環境の維持保全又は漁業調整上必要と認めるときは、協議会の承認を得て、漁業の方法、統数、区域又は期間を制限することができる。
- 2 組合長は、前項ただし書きの制限をしようとするときは、当該漁業の方法、統数、区域又は期間を指定して、これを公示しなければならない。

(漁業を行う者等の決定)

- 第5条 組合長は、理事会の承認を得たうえで、協議会の承認を得て、第2条第1項に規定する漁業について、有資格者の申請に基づき当該漁業を行う者（以下「行使者」という。）を決定し、その行使者の行使統数、行使区域、行使期間、その他行使の内容となる事項を定めなければならない。
- 2 組合長は前項の行使者、行使内容となる事項及び資格に関する事項を記載した漁業権行使者名簿を組合に備えなければならない。

(勘案事項)

- 第6条 組合長が、前条の決定をするに当たっては、次の事項を勘案して、それぞれ毎年その年の当該漁業を行う者を定めなければならない。
- (1) その者の当該漁業に対する生活依存度
 - (2) その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
 - (3) その者の当該漁業の経営能力

(行使承認証の交付)

- 第7条 組合長は、第5条の行使者を決定したときは、協議会の会長が発行する共同漁業権行使承認証（別記様式）を当該行使者に交付するものとする。
- 2 行使者は、当該漁業を営むときは、前項の共同漁業権行使承認証を自ら携帯し、又は、操業責任者に携帯させなければならない。

(行政庁の処分等があった場合の措置)

- 第8条 法令、法令に基づいてする行政庁の処分（海区漁業調整委員会の指示を含む。以下同じ。）により、第4条及び第5条に規定する事項を変更する必要がある場合には、組合長は協議会にその内容を報告し、直ちにその理由及び事項等を公示しなければならない。

(行使権の行使状況等の報告)

第9条 第2条に規定する漁業を営む権利を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び漁獲金額について、毎年5月末までに、組合に報告しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第10条 組合は、有共第21号の内容となっている漁業を営む組合員に有共第21号の維持管理に要する経費に充てるための行使料を納付させることができる。

2 前項の行使料は、次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄の単位及びウ欄の行使料の額とする。

ア 漁業の名称	イ 単位	ウ 行使料の額
たいらぎ 漁業	年間	
さるぼう (もがい) 漁業	年間	
た こ 漁業	年間	
あかがい 漁業	年間	
つめたかい 漁業	年間	
うみたけ 漁業	年間	
に し 漁業	年間	

3 前項の行使料の額を定め又はそれを変更するときは、総会の議決を経なければならない。

4 行使料の徴収時期及び徴収方法は、総会で定める。

5 組合長は、第3項の規定により行使料を定め又は変更し、若しくは前項の定めをしたときは、直ちにこれを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 有共第21号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令、法令に基づいてする行政庁の処分、またはこの規則に違反した事実があるときは、有共第21号共同漁業権管理協議会（以下「協議会」という。）の会長はその内容を協議会に報告し、当該漁業者に対する措置を決定するとともに当該漁業者の所属する漁業協同組合に措置の内容を通知する。

措置内容の通知を受けた場合、組合長はその内容を理事会に諮り、当該漁業者に対して当該漁業の全部又は一部の行使をさせないことができる。

第12条 有共第21号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、組合は定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を科することができる。過怠金の額は、組合長が理事会の承認を得て定める。

(雑 則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項がある場合は、
総会の承認を得て規約で定める。

(附 則)

この規則は有共第 2 1 号の免許の日から施行し、この共同漁業権の存続期間適用する。

経 緯

総会決議 令和 年 月 日

認 可 令和 年 月 日

別 表 (第 4 条関係)

第 1 種共同漁業

ア漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ統数	エ区域	オ 期 間
たいらぎ 漁業 さるぼう(もがい) 漁業 たこ 漁業 あかがい 漁業 つめたがい 漁業 うみたけ 漁業 にし 漁業	制 限 せ ず	組 合 員 数 の 範 囲 内	有 共 第 2 1 号 の 漁 場 区 域 内	たいらぎ 1 0 月 1 日 从 ち 翌 年 5 月 3 1 日 まで そ の 他 1 月 1 日 从 ち 1 2 月 3 1 日 まで

別記様式（第7条関係）

承認番号第 号				
共同漁業権行使承認証				
漁業協同組合				
住所				
氏名				
年 月 日生				
1 漁業権番号	有共第21号共同漁業権			
2 漁業の名称	第 種共同漁業		漁業	
3 操業区域				
4 漁業時期	月 日から		月 日まで	
5 承認期間	令和 年 月 日から		令和 年 月 日まで	
6 使用船舶				
	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類
7 使用漁具				
	規 格	規 模 (統数)		
8 従事者				
住所	氏名			
9 条件				
令和 年 月 日				
有共第21号共同漁業権管理協議会 会 長 印				

